

農業集落排水事業特別會計予算

令和5年度棚倉町農業集落排水事業特別会計予算

令和5年度棚倉町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,079千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和5年3月7日 提出

棚倉町長 湯 座 一 平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		972
	1 分 担 金	972
2 使 用 料 及 び 手 数 料		11,979
	1 使 用 料	11,979
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 繰 入 金		47,623
	1 一 般 会 計 繰 入 金	47,623
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		3
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
7 町 債		23,500
	1 町 債	23,500
歳 入	合 計	84,079

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農 業 集 落 排 水 費		32,648
	1 農 業 集 落 排 水 費	32,648
2 農 業 集 落 排 水 事 業 費		1
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	1
3 公 債 費		51,430
	1 公 債 費	51,430
歳 出	合 計	84,079

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水事業法適化事業	千円 5, 4 0 0	証書借入	3%以内（ただし、 利率見直し方式で借 り入れる場合におい ては、利率の見直し を行った後の利率）	10 年以内。ただし、町財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。
農業集落排水事業 資本費平準化債	千円 1 8, 1 0 0	〃	〃	20 年以内。ただし、町財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。
計	千円 2 3, 5 0 0			